

物品(公用車)売却 応募要領

一般競争入札

(参考) 入札参加申込み開始から売買代金の全額支払いまでの主なスケジュール

| 日程 | | | 内容 | 参照ページ及び 参照番号 |
|----|---|--------|---------------------|-----------------------------|
| 年 | 月 | 日 | | |
| R8 | 1 | 16 (金) | ○入札参加申込み開始 | … P 2 の 5 番 |
| | 2 | 2 (月) | ●入札参加申込み期限 | … P 2 の 5 番 |
| | | 13 (金) | ●【郵便提出のみ】入札書提出受付期日 | … P 4 の 8 番 |
| | | 16 (月) | ●入札執行 ○開札及び落札者決定 | … P 4 の 8 番 … P 5 の 12 番 |
| | 3 | 2 (月) | ○契約保証金の納付期限及び契約締結期限 | … P 6 の 13 番、 P 6 の 14 番 |
| | 3 | 12 (木) | ○売買代金の全額支払い期限 | … P 6 の 16 番 |
| | | 27 (金) | ○物品引き渡し期限 | … P 7 の 17 番 |

久慈市総務部財政課

1. 売却物件及び最低売却価格

| 物件番号 | 車種名等 | 数量 | 初度登録 | 最低売却価格 |
|------|--|----|----------|----------|
| 物件1 | 小松 グレーダ (岩手 000 る 3603) | 1台 | 平成2年11月 | 600,000円 |
| 物件2 | コマツ グレーダ (岩手 000 る 852) | 1台 | 平成17年11月 | 650,000円 |
| 物件3 | スバル サンバー (岩手 480 き 2459) | 1台 | 平成21年4月 | 15,000円 |
| 物件4 | 川崎 タイヤ・ドーザ (岩手 00 る 2995) | 1台 | 平成9年12月 | 749,000円 |
| 物件5 | トヨタ ダイナ (岩手 800 さ 5893) ／小型動力ポンプ付き積載車 | 1台 | 平成13年11月 | 728,000円 |
| 物件6 | トヨタ ダイナ (岩手 800 さ 8603) ／小型動力ポンプ付き積載車 | 1台 | 平成15年10月 | 676,000円 |
| 物件7 | 三菱ふそう ローザ (岩手 200 さ 2044) | 1台 | 平成25年11月 | 726,000円 |
| 物件8 | いすゞ エルフ (岩手 800 す 4643) ／図書館車 | 1台 | 平成21年11月 | 240,000円 |

※最低売却価格には、消費税及び地方消費税を含みません。

※車両の詳細は、別紙「仕様書」のとおりです。

※1件ごとの契約となります。

2. 売却の方法

一般競争入札（最低売却価格以上で最高の価格を入札した方に売却）

3. 売却条件

- (1) 入札に参加した者は、当該売却物件の内容を十分に確認したものとします。
- (2) 売却物件は、当該車両保管場所での現状有姿による引渡しとします。よって、入札に参加するにあたっては、できる限り現物の確認をしてください。
- (3) 引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないので、使用にあたっては、事前に必要な整備を行ってください。
- (4) 名義変更等の諸手続きは買受人が行うこととなります。
- (5) 契約、登録等の諸手続き、運搬、引渡しに係る費用は、買受人が負担することとなります。

4. 入札参加申し込みに必要な資格

下記の要件を満たす個人又は法人。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定されな

い者であること。

(4) 令和8年3月12日(木)までに全額支払いが可能な者であること。

5. 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、以下の書類を提出し参加申込みをしてください。

なお、参加申込みの無い者は入札に参加できません。

(1) 提出する書類

①入札参加申込書(様式1)【全員】

②納税証明書(滞納が無いことの証明)、又は、非課税証明書(課税されていないことの証明)【全員、写し可】

…各市区町村発行のもので、発行後3ヶ月以内のもの。税務署発行のものではありません。

③身分証明書【個人の場合のみ、写し可】 ※運転免許証等ではありません。

…各市区町村発行のもので、発行後3ヶ月以内のもの。

④履歴事項全部証明書【法人の場合のみ、写し可】

…法務局発行のもので、発行後3ヶ月以内のもの。

(2) 提出方法

① 持参又は郵送にて提出してください。

② 持参する方は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出場所へ提出してください。

③ 郵送する場合には、提出期限までに提出場所へ届かない場合や、書類に不備がある場合は、受け付けできません。

(3) 提出期限

令和8年1月30日(金) 午後5時15分まで

(4) 提出場所

久慈市総務部財政課管財係 松舘 宛

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1-1 TEL:0194-52-2113 (直通)

(5) 入札参加資格証の交付

① 随時、提出書類を確認の上、資格があると認めた方に入札参加資格証(様式2)を交付します。

② 持参による参加申し込みをした方には、可能な限りその場で交付します。郵送で申し込みの方には、郵送にて交付します。

③ 令和8年2月6日(金)までに届かない場合は、翌日、「5(4)提出場所」へお問い合わせください。

④ 入札の執行前に申し込み資格が無いことが判明したとき、又は申し込み資格を失ったときは、参加資格者としての決定を取り消します。

6. 入札保証金

免除（久慈市契約に関する規則(平成18年規則第54号)第7条第3号)

7. 物件説明会

物件説明会は開催しません。

なお、物件の状況確認を希望する場合は、以下により申込み願います。

- (1) 状況確認の申込み方法… 以下の期間のうち、物件の確認を希望する日の2日前までに、「19. 問い合わせ先」まで連絡願います。

- ・ 期間：令和8年1月16日(金)～1月30日(金)の8時30分～17時15分
- ・ 場所：各車両の置き場所

| 物件番号 | 車種名等 | 置き場所 |
|------|-----------------------------|---------------------------------|
| 物件1 | 小松 グレーダ (岩手000 る 3603) | 【久慈市役所】 岩手県久慈市川崎町1-1 |
| 物件2 | コマツ グレーダ (岩手000 る 852) | |
| 物件3 | スバル サンバー (岩手480 き 2459) | |
| 物件4 | 川崎 タイヤ・ドーザ (岩手00 る 2995) | |
| 物件5 | トヨタ ダイナ (岩手800 さ 5893) | 【久慈市防災センター】 岩手県久慈市長内町29-21-1 |
| 物件6 | トヨタ ダイナ (岩手800 さ 8603) | |
| 物件7 | 三菱ふそう ローザ (岩手200 さ 2044) | |
| 物件8 | いすゞ エルフ (岩手800 す 4643) | 【久慈市役所】 岩手県久慈市川崎町1-1 |

- (2) 留意事項… 担当者の都合により、希望の日に物件の状況確認をできない場合があります。詳細は、連絡を頂いた際に打ち合わせさせていただきます。
- ・ ほとんどの車両のバッテリーが上がっていますので、エンジンをかけての状況確認を希望される場合は、エンジンスターター等の持参をお願いいたします。

8. 入札執行の日時、場所及び入札方法等

(1) 入札日時

令和8年2月16日(月) 午後2時00分

(2) 入札場所

久慈市川崎町1番1号 久慈市役所3階 大会議室

(3) 入札に必要な書類

- ①入札参加資格証(様式2) ※郵送の場合は写し
- ②入札書(様式3)
- ③委任状(様式4) 【代理人による入札の場合のみ】

(4) 入札の方法

久慈市指定の入札書(様式3)を使用し、入札場所にて直接、又は郵送にて入札書を提出してください。

※ 郵送により入札書を提出する場合は、「5(4)提出場所」まで郵送で提出することとし、提出期限は令和8年2月13日(金)午後5時15分必着とします。

なお、提出期限までに提出場所へ到達しない場合は、いかなる理由であろうと「不参加」扱いとします。

※ 郵送により入札書を提出する場合は、別紙「郵送にて入札書を提出する場合の注意事項」に留意してください。

(5) 入札に係る事項

- ① 入札した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- ② 最低売却価格を事前公表するため入札執行回数は1回とします。
- ③ 入札に参加しようとする者が1人の場合においても、入札を執行します。
- ④ 入札場所にて直接入札する場合で、代理人が入札する場合には、入札会場で委任状(様式4)を提出しなければなりません。
- ⑤ 入札場所にて直接入札をしようとする者で、入札開始時間までに入札会場に入場しない場合は、「不参加」扱いとします。
- ⑥ 各入札参加有資格者は、2名まで入札会場へ入場できるものとします。
- ⑦ 入札参加資格証(様式2)を持参しない者及びその写しを郵送しない者で、本人確認が取れない場合は、入札に参加することはできません。
- ⑧ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

9. 無効の入札

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心理留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札又は意思表示が不明である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札事項の入札について、他人の代理人を兼ねた者の入札、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 事前公表している最低売却価格未満の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

10. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

11. 入札参加の辞退

入札参加申込み後において入札を辞退することとなった場合は、「5(4)提出場所」へ入札を辞退する旨を口頭連絡(電話等)するか、入札辞退届(任意様式)を直接持参又は郵送してください。

12. 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は、「8(2)入札場所」に掲げる場所において、入札執行後直ちに行い、入札を行った者のうち、最低売却価格以上で最高の価格を入札した者を落札者とします。
- (2) 開札の結果、落札者が無い場合は入札を打ち切ります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。なお、同価格の入札をした者は全てくじを引かなければな

らず、くじを引かない者があるとき、及び、当該入札をした者が当該入札に立ち会っていないときは、これに代わって入札事務に関係のない久慈市職員にくじを引かせます。

- (4) 開札の結果、落札者の氏名(法人の場合はその名称)及び落札金額を、落札者が無いときはその旨を、入札者にお知らせします。

13. 契約保証金

- (1) 落札者は、契約保証金の全部又は一部を免除された場合を除き、契約締結前に契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付し、または契約保証金に代わる担保を提供しなければなりません。ただし、契約保証金の免除の理由が履行保証契約を結んだことによるものであるときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券を寄託しなければなりません。
- (2) 契約保証金を納付する場合、久慈市が発行する「納入通知書」により指定金融機関で納付してください。

14. 契約

落札者(買受人)は、別紙「物品(公用車)売買契約書(案)」により令和8年3月2日(月)までに本市と契約を締結していただきます。

15. 契約締結の注意事項

- (1) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が、久慈市の指名停止などの措置を受けた場合、契約を締結しません。
- (2) 入札をした者は、入札後この要領、契約書案及び売却物件等について、不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

16. 代金の支払い

- (1) 落札者は、令和8年3月12日(木)までに売買代金を全額支払っていただきます。支払いは、本市が送付する納入通知書により行ってください。
- (2) 契約保証金を売買代金の一部に充当することを希望する場合は、契約保証金の売買代金への充当申出書(様式5)を提出し、本市が送付する納入通知書により差額を支払ってください。
- (3) 契約保証金を売買代金の一部に充当しない場合は、契約保証金返還請求書(様式6)を提出してください。
- (4) 期限内に支払いを行わない場合は契約を解除し、契約保証金を返還しないものとします。

17. 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金が完納した時に移転するものとします。
- (2) 車両の移転登録(車両の所有者及び自賠責保険の名義変更等)や抹消等に係る手続きは買受人に委任することとし、買受人の責任において行うこととなります。なお、構造等変更検査の可否については、これを保証しません。
- (3) 車両の移転登録や抹消等に係る諸経費の一切は買受人が負担することとなります。
- (4) 車両の移転登録や抹消等完了後は、完了したことが確認できる書類(写し)を提出し、市が提出を確認した後に車両を引き渡すものとします。(先に車両を引き渡す必要が有る場合はこの限りではありません。)
- (5) 引き渡しの期限及び場所は下記のとおりです。
 - ①期限 令和8年3月27日(金) 午後3時まで
 - ②場所 「7(1)状況確認の申込み方法」に記載の、各車両の置き場所
- (6) 買受人は、引き渡し期限までに車両の移転登録(名義変更)や抹消等の手続きを完了してください。
- (7) 車両についている市の名称やマーク等は買受人の負担により消去し、消去したことが確認できる写真を提出してください。(永久抹消する場合は不要です。)

18. その他

- (1) 本要領に記載のある事項については、熟読し遵守してください。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 都合により入札執行が延期又は中止となる場合があります。
- (4) 郵送の場合の郵便トラブルによる損害等については、久慈市は一切責任を持ちません。
- (5) 本入札に関し必要な書類等は、久慈市財政課において配布しているほか、久慈市ホームページからダウンロードしていただくこともできます。
- (6) 本要領に記載の無い事項等で新たにお知らせすべきことが生じた場合、久慈市ホームページにてお知らせしますので、随時確認をお願いします。
- (7) その他不明の点については、「19. 問い合わせ先」までお問い合わせください。

19. 問い合わせ先

〒028-8030

岩手県久慈市川崎町1-1 久慈市総務部財政課管財係 担当 松館

電話 0194-52-2113(直通)

(別紙)

仕 様 書

| 売却物件 | 物件 1 | 物件 2 | 物件 3 |
|---------------|---|--|--|
| 車名 | 小松 | コマツ | スバル |
| 車種名 | グレーダ | グレーダ | サンバー |
| 車両番号 | 岩手 000 る 3603 | 岩手 000 る 852 | 岩手 480 き 2459 |
| 初度登録年月 | 平成 2 年 11 月 | 平成 17 年 11 月 | 平成 21 年 4 月 |
| 自動車の種別 | 大型特殊 | 大型特殊 | 軽自動車 |
| 用途 | 道路を維持補修等するため | 除雪作業用 | 貨物 |
| 車体の形状 | グレーダ | グレーダ | キャブオーバ |
| 取得価格 | 19,467,000 円 | 15,750,000 円 | 749,700 円 |
| ミッション | MT | AT | MT (5速) |
| 駆動方式 | 2WD | 2WD | パートタイム4WD |
| 乗車定員 | 2人 | 2 (2) 人 | 2人 |
| 寸法(長さ×幅×高さ)cm | 937×248×357 | 772(926)×212(314)×340(340) | 339×147×181 |
| 車両総重量 | 19,680kg | 10,450kg(10,650) | 1,260kg |
| 総排気量 | 11.04L | 5.88L | 0.65L |
| 燃料の種類 | 軽油 | 軽油 | ガソリン |
| 型式 | G70A4A | SC-GD002A | EBD-TT 2 |
| 走行距離 | 30,151km (令和 6 年 3 月 29 日時点) | 30,043km (令和 6 年 3 月 29 日時点) | 165,689km (令和 6 年 4 月 24 日時点) |
| 車検有効期間満了日 | 令和 6 年 12 月 25 日 | 令和 7 年 12 月 7 日 | 令和 7 年 4 月 27 日 |
| 特記事項(※) | <ul style="list-style-type: none">・車検期限後エンジンをかけていないため、現在エンジンがかからない。・車体に錆びあり。 | <ul style="list-style-type: none">・車検期限後エンジンをかけていないため、現在エンジンがかからない。・右側扉閉まらない。・車体に錆びあり。 | <ul style="list-style-type: none">・車検期限後エンジンをかけていないため、現在エンジンがかからない。・両側後輪サスペンション付け根腐食。・両側前輪ブレーキ不良。・右側前輪パンク。・リサイクル券なし。(預託済み確認) |

※ 特記事項の内容は、車両使用者等の目視や主観によるものであり、また、全ての車両状況を確認したものではないため、正確な車両等の状況を保証するものではありません。

(別紙)

仕 様 書

| 売却物件 | 物件 4 | 物件 5 | 物件 6 |
|---------------|--|---|--|
| 車名 | 川崎 | トヨタ | トヨタ |
| 車種名 | タイヤ・ドーザ | ダイナ | ダイナ |
| 車両番号 | 岩手 00 る 2995 | 岩手 800 さ 5893 | 岩手 800 さ 8603 |
| 初度登録年月 | 平成 9 年 12 月 | 平成 13 年 11 月 | 平成 15 年 10 月 |
| 自動車の種別 | 大型特殊 | 普通 | 普通 |
| 用途 | 乗用 | 特殊 | 特殊 |
| 車体の形状 | タイヤ・ドーザ | 消防車 | 消防車 |
| 取得価格 | 15,204,000 円 | 5,145,000 円 | 6,037,500 円 |
| ミッション | A T | M T (5 速) | M T (5 速) |
| 駆動方式 | 4 W D | 4 W D | 4 W D |
| 乗車定員 | 2 人 | 6 人 | 6 人 |
| 寸法(長さ×幅×高さ)cm | 750×345×341 | 489×173×240 | 468×169×230 |
| 車両総重量 | 11,570kg | 2,870kg | 2,880kg |
| 総排気量 | 6.49L | 2.98L | 2.98L |
| 燃料の種類 | 軽油 | 軽油 | 軽油 |
| 型式 | 65J3 | KG-LY280 | KG-LY270 |
| 走行距離 | 17,227km (令和 7 年 12 月 8 日時点) | 12,847km (令和 3 年 12 月 27 日時点) | 22,268km (令和 6 年 10 月 24 日時点) |
| 車検有効期間満了日 | 令和 7 年 12 月 8 日 | 令和 7 年 10 月 16 日 | 令和 7 年 11 月 8 日 |
| 特記事項(※) | <ul style="list-style-type: none">・車検期限後エンジンをかけていないため、現在エンジンがかからない。・プラウのシリンダー油漏れ。・エンジンが運転途中で切れる。・車体に錆びあり。 | <ul style="list-style-type: none">・車検期限後エンジンをかけていないため、現在エンジンがかからない。・冬タイヤ装着。・小型動力ポンプあり | <ul style="list-style-type: none">・車検期限後エンジンをかけていないため、現在エンジンがかからない。・冬タイヤ装着/夏タイヤ付属。・小型動力ポンプあり |

※ 特記事項の内容は、車両使用者等の目視や主観によるものであり、また、全ての車両状況を確認したものではないため、正確な車両等の状況を保証するものではありません。

(別紙)

仕 様 書

| | | |
|---------------|---|--|
| 売却物件 | 物件 7 | 物件 8 |
| 車名 | 三菱ふそう | いすゞ |
| 車種名 | ローザ | エルフ |
| 車両番号 | 岩手 200 さ 2044 | 岩手 800 す 4643 |
| 初度登録年月 | 平成 25 年 11 月 | 平成 21 年 11 月 |
| 自動車の種別 | 普通 | 普通 |
| 用途 | 乗合 | 特殊 |
| 車体の形状 | キャブオーバ | 図書館車 |
| 取得価格 | 6,825,000 円 | 12,377,400 円 |
| ミッション | MT (5速) | AT |
| 駆動方式 | 2WD | パートタイム 4WD |
| 乗車定員 | 29 人 | 3 人 |
| 寸法(長さ×幅×高さ)cm | 699×201×272 | 520×186×277 |
| 車両総重量 | 5,545kg | 4,525kg |
| 総排気量 | 2.99L | 2.99L |
| 燃料の種類 | 軽油 | 軽油 |
| 型式 | TPG-BE640G | BDG-NKS85AN |
| 走行距離 | 356,575km (令和 7 年 12 月 9 日時点) | 43,737km (令和 7 年 11 月 18 日時点) |
| 車検有効期間満了日 | 令和 7 年 11 月 14 日 | 令和 7 年 11 月 26 日 |
| 特記事項(※) | <ul style="list-style-type: none"> ・車体に錆びあり。 ・冬タイヤ装着。 | <ul style="list-style-type: none"> ・車検期限後エンジンをかけていないため、現在エンジンがかからない。 ・夏タイヤ 6 本/スタッドレス タイヤ 6 本すべてホイール付き。現在は前輪 2 本をスタッドレスタイヤ、後輪 4 本に夏タイヤを使用。 ・リサイクル券なし。(預託確認済み) |

※ 特記事項の内容は、車両使用者等の目視や主観によるものであり、また、全ての車両状況を確認したものではありません。

(別紙)

郵送にて入札書を提出する場合の注意事項

郵送にて入札書を提出する場合、以下に留意の上提出すること。

1 準備するもの

「入札書を入れる封筒」と「入札書を入れる封筒を入れて郵送する封筒」の2つの封筒を準備します。

2 入札書を入れる封筒について

(1) “入札参加資格証(様式2)の写し”と“入札書(様式3)”を封筒に入れ、封筒を閉じた上、入札書に押印したハンコと同じハンコで割印すること。(下記、割印箇所図を参照すること。)

(2) 封筒の表に、下記2点について記載すること。

① 『物品(公用車)売却一般競争入札入札書在中、

令和8年2月16日午後2時00分開札』

② 差出人の住所、氏名(法人の場合は商号及び代表者名)

3 入札書を入れる封筒を入れて郵送する封筒について

上記2にて作成した封筒を入れ、以下の宛先へ郵送すること。

【〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号

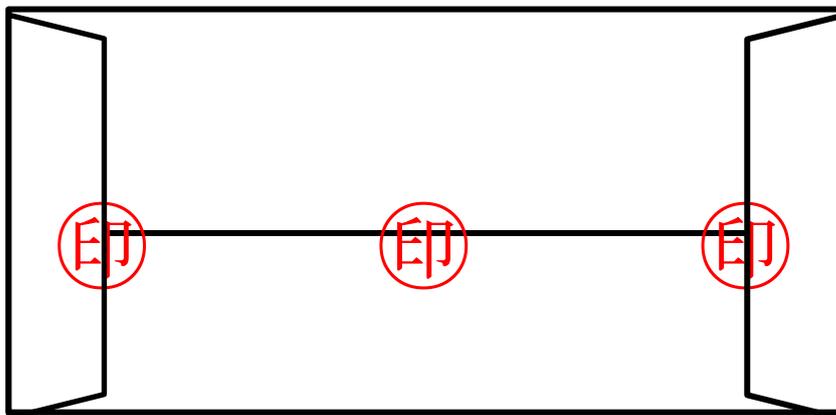
久慈市総務部財政課あて】

4 提出(到着)期限について

令和8年2月13日(金)午後5時15分必着とする。なお、期日までに到着しない場合、いかなる理由があろうと「不参加」扱いとする。

【割印箇所図】

(封筒裏面)



(別紙)

物品(公用車)売買契約書 (案)

久慈市(以下「売出人」という。)と (以下「買受人」という。)とは、物品(公用車)の売買について、次のとおり契約を締結する。

(物件の表示)

第1 売買物件は、次のとおりとする。

| 売却物品 | 車名 | 車両番号 | 数量 |
|------|-------|------|----|
| 物件○ | ○○ ○○ | | 1台 |

(売買代金及び契約保証金)

第2 売買代金及び契約保証金は、次のとおりとする。

(1) 売買代金 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

| 適用税率 | 税抜額 | 消費税額 |
|------|-----|------|
| %適用 | 円 | 円 |

(2) 契約保証金 売買代金の100分の5以上の額とする。ただし、契約に関する規則(平成18年久慈市規則第54号)第21条のいずれかに該当する場合は、免除とする。

(代金の支払い)

第3 買受人は、売買代金及び契約保証金を売出人の定めるところにより納付しなければならない。

2 買受人は、売買代金を令和8年3月12日(木)までに納付しなければならない。

3 売出人は、買受人が売買代金の全部又は一部を納期限までに納付しない時は、直ちにこの契約を解除し、又は納期限の翌日から売買代金の完納の日までの日数に応じ、当該未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を納付させることができる。

(所有権の移転)

第4 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を完納した時、買受人に移転する。

(所有権移転手続き等)

第5 車両の登録等に係る移転手続きは買受人が行うものとし、移転に要する一切の費用は買受人の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第6 売買物件は現状渡しとし、第5に定める手続きが完了した後、引き渡すものとする。ただし、第5に定める手続きが完了する前に引き渡す必要がある場合はこの限りではない。

2 売買物件の管理責任は引渡しと同時に売出人から買受人に移転し、買受人は、その責任と負担において売買物件の管理、輸送、保管等を行うものとする。

3 引渡し期限は令和8年3月27日(金)とし、引渡し場所は(各車両置き場所)とする。

(危険負担)

第7 買受人は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、売出人の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売出人に対して売買代金の減免

を請求することができない。

(契約不適合)

第8 買受人は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他の契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求をすることができない。

(権利の譲渡及び所有権以外の権利設定の制限)

第9 買受人は、第5による手続きが完了するまでの間は、権利義務を第三者に譲渡することができない。

2 買受人は、第5による手続きが完了するまでの間は、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定することができない。

(催告解除)

第10 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 買受人が、納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 買受人が、契約の履行について不正の行為をしたとき。

(3) その他買受人又はその代理人が、この契約に違反したとき。

(無催告解除)

第11 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者から契約の解除の申出があったとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約保証金)

第 12 第 10 又は第 11 の規定により売払人がこの契約を解除したときは、買受人の納付した契約保証金は、売払人に帰属するものとする。契約保証金を納入していないときは、買受人は、損害賠償として売買金額の 100 分の 5 に相当する額を売払人に納付するものとする。

(原状回復義務)

第 13 買受人は、売払人が第 10 又は第 11 の規定により本契約を解除したときは、売払者の指示する期日までに、買受人の負担において売買物件を現状に回復して売払人に返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を現状に回復させることが適当でないとする時は、この限りではない。

2 買受人は、前項の規定により売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指示する期日までに、売払人の指示する売買物件の所有権移転手続きに必要な書類を売払人に提出しなければならない。

(費用等の請求権の放棄)

第 14 買受人は、売払人が第 10 又は第 11 により本契約を解除した場合において、買受人が本契約締結のために支出した費用及び売買物件に投じた必要費、有益費等の費用、並びに売買物件に係る公租公課は、これを売払人に請求しない。

(報告の義務)

第 15 買受人は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、売払人に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(費用負担)

第 16 本契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

(信義誠実の義務及び疑義の決定)

第 17 売払人買受人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、売払人と買受人とが協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、売払人、買受人記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(売払人) 登録番号 T4000020032077

久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

印

(買受人) 登録番号

住所

氏名

印